

森林のはたらき



北海道では、平成14年3月に「北海道森林づくり条例」を制定し、国や市町村、関係団体などと連携を図りながら、北海道にふさわしい豊かな生態系を育む森林づくりを進めています。

北海道と北海道森林管理局は、平成25年6月に「北海道の森林づくりに関する覚書」を締結し、①森林資源の循環利用による地域産業の活性化、②公益的機能の発揮に向けた森林の整備保全、③「木育」に基づく道民との協働による森林づくり について、民有林と国有林の連携を強め、百年後を見据えた多様で豊かな森林づくりを進めることとしています。